

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

ニ（削除）

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

3（削除）

- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	高齢者虐待防止措置未実施経過	家族総計連系未定済算	身体介護の(2)~(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算						
		(2) 20分以上30分未満													(163単位)					
		(3) 30分以上1時間未満													(248単位)					
		(4) 1時間以上													(382単位)					
	(567単位に30分を増すごとに +82単位)														=1/100	=1/100	所要時間が20分以内を超過して25分を超過ごとに+15単位(15単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	深夜の場合 +50/100
(1) 20分以上45分未満	(179単位)																			
(2) 45分以上	(220単位)																			
ハ 通院等乗降介助		(1回につき 97単位)																		
ニ 初回加算		(1月につき +200単位)																		
ホ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)																		
		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																		
ヘ 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																		
ト 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)																		
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)																		
チ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注		注		注		注		注		注		注		注		注	
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)	所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																	
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)																		
リ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注		注		注		注		注		注		注		注		注	
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)	所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																	
ニ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×24/1000)	注		注		注		注		注		注		注		注		注	
			所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																	

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
※ 業務経緯が未定済算については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		高齢者等の介護施設等に入居する者に対する減算	介護施設等に入居する者に対する減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1回につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)								
ニ 要介護連携体制加算	(死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 要介護状態認定基準については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年4月1日から算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
 -〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
基本部分		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算				
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 (Ⅱ)の場合 +250単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位				
	(2) 30分未満 (470単位)																	
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)																	
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)																	
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100																	
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 (Ⅱ)の場合 +250単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位				
	(2) 30分未満 (398単位)																	
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)																	
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)																	
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位				1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位				-97単位			
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)																		
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)																		
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)																		
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位)		(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)														
チ サービス提供体制強化加算		(1)イ及びロを算定する場合		(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)												
		(2)ハを算定する場合		(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位)		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)												

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算前単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき +450単位	1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合									
	介護医療院の場合									
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)									
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)									

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅病医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員が基準に満たない場合	高齢者・障害者・高齢者・障害者	2時間以上5時間未満の通所介護を行う場合	5時間以上8時間未満の通所介護を行う場合	8時間以上10時間未満の通所介護を行う場合	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合	共生型通所介護を行う場合	生活相談員配置等	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	重度者ケア体制加算	生活機能向上支援加算(Ⅰ)	生活機能向上支援加算(Ⅱ)	個別機能別加算(Ⅰ)イ	個別機能別加算(Ⅰ)ロ	個別機能別加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が認定を行わない場合	
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (310) 単位	×70/100		×70/100																											
		第2号 (413) 単位																														
		第3号 (413) 単位																														
		第4号 (516) 単位																														
		第5号 (516) 単位																														
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (413) 単位																														
		第2号 (413) 単位																														
		第3号 (516) 単位																														
		第4号 (516) 単位																														
		第5号 (516) 単位																														
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号 (516) 単位																														
		第2号 (516) 単位																														
		第3号 (516) 単位																														
		第4号 (516) 単位																														
		第5号 (516) 単位																														
(4) 6時間以上7時間未満	第1号 (516) 単位																															
	第2号 (516) 単位																															
	第3号 (516) 単位																															
	第4号 (516) 単位																															
	第5号 (516) 単位																															
(5) 7時間以上8時間未満	第1号 (516) 単位																															
	第2号 (516) 単位																															
	第3号 (516) 単位																															
	第4号 (516) 単位																															
	第5号 (516) 単位																															
ロ 大規模型通所介護費(ア)	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (310) 単位	×70/100		×70/100																											
		第2号 (413) 単位																														
		第3号 (413) 単位																														
		第4号 (516) 単位																														
		第5号 (516) 単位																														
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (413) 単位																														
		第2号 (413) 単位																														
		第3号 (516) 単位																														
		第4号 (516) 単位																														
		第5号 (516) 単位																														
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号 (516) 単位																														
		第2号 (516) 単位																														
		第3号 (516) 単位																														
		第4号 (516) 単位																														
		第5号 (516) 単位																														
(4) 6時間以上7時間未満	第1号 (516) 単位																															
	第2号 (516) 単位																															
	第3号 (516) 単位																															
	第4号 (516) 単位																															
	第5号 (516) 単位																															
(5) 7時間以上8時間未満	第1号 (516) 単位																															
	第2号 (516) 単位																															
	第3号 (516) 単位																															
	第4号 (516) 単位																															
	第5号 (516) 単位																															
ハ 大規模型通所介護費(イ)	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (310) 単位	×70/100		×70/100																											
		第2号 (413) 単位																														
		第3号 (413) 単位																														
		第4号 (516) 単位																														
		第5号 (516) 単位																														
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (413) 単位																														
		第2号 (413) 単位																														
		第3号 (516) 単位																														
		第4号 (516) 単位																														
		第5号 (516) 単位																														
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号 (516) 単位																														
		第2号 (516) 単位																														
		第3号 (516) 単位																														
		第4号 (516) 単位																														
		第5号 (516) 単位																														
(4) 6時間以上7時間未満	第1号 (516) 単位																															
	第2号 (516) 単位																															
	第3号 (516) 単位																															
	第4号 (516) 単位																															
	第5号 (516) 単位																															
(5) 7時間以上8時間未満	第1号 (516) 単位																															
	第2号 (516) 単位																															
	第3号 (516) 単位																															
	第4号 (516) 単位																															
	第5号 (516) 単位																															

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×59/1000)	注 所定単位数は、イからニまでより算定した単位数の合計
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×43/1000)	
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×23/1000)	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×12/1000)	注 所定単位数は、イからニまでより算定した単位数の合計
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×10/1000)	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×11/1000)	注 所定単位数は、イからニまでより算定した単位数の合計

※ 認定はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定に限り適用され、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定に限り適用され、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定に限り適用される。

8 短期入所生活介護費

課目	単位数	単価	標準額	減額率	減額額	実額	備考
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)							
(1) 単独型短期入所生活介護費							
(一) 単独型短期入所生活介護費(1)「完全型介護」	1単位	2,200円	2,200円			2,200円	
(二) 単独型短期入所生活介護費(2)「多床型」	1単位	2,000円	2,000円			2,000円	
(2) 併設型短期入所生活介護費							
(一) 併設型短期入所生活介護費(1)「完全型介護」	1単位	2,200円	2,200円			2,200円	
(二) 併設型短期入所生活介護費(2)「多床型」	1単位	2,000円	2,000円			2,000円	
ロ エキストラ型短期入所生活介護費 (1日につき)							
(1) 単独型エキストラ型短期入所生活介護費							
(一) 単独型エキストラ型短期入所生活介護費(1)「完全型介護」	1単位	2,200円	2,200円			2,200円	
(二) 単独型エキストラ型短期入所生活介護費(2)「多床型」	1単位	2,000円	2,000円			2,000円	
(2) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費							
(一) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(1)「完全型介護」	1単位	2,200円	2,200円			2,200円	
(二) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(2)「多床型」	1単位	2,000円	2,000円			2,000円	
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)			×97/100			×70/100	
ロ エキストラ型短期入所生活介護費 (1日につき)			×97/100			×70/100	

課目	単位数	単価	標準額	減額率	減額額	実額	備考
二 療養費加算							
(1) 看護療養加算(1)又は(2)を要している場合	1日につき	42円	42円			42円	
(2) 看護療養加算(2)又は(3)を要している場合	1日につき	47円	47円			47円	
三 認知症専門ケア加算							
(1) 認知症専門ケア加算(1)	1日につき	45円	45円			45円	
(2) 認知症専門ケア加算(2)	1日につき	48円	48円			48円	
四 介護職員処遇改善加算							
(1) 介護職員処遇改善加算(1)	1日につき	22円	22円			22円	
(2) 介護職員処遇改善加算(2)	1日につき	18円	18円			18円	
(3) 介護職員処遇改善加算(3)	1日につき	6円	6円			6円	
五 介護職員処遇改善加算(2)							
(1) 介護職員処遇改善加算(2)	1日につき	480円	480円			480円	
(2) 介護職員処遇改善加算(2)	1日につき	480円	480円			480円	
(3) 介護職員処遇改善加算(2)	1日につき	330円	330円			330円	
六 介護職員処遇改善加算(3)							
(1) 介護職員処遇改善加算(3)	1日につき	270円	270円			270円	
(2) 介護職員処遇改善加算(3)	1日につき	230円	230円			230円	
七 介護職員処遇改善加算(4)							
(1) 介護職員処遇改善加算(4)	1日につき	160円	160円			160円	

課目	単位数	単価	標準額	減額率	減額額	実額	備考
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)							
(1) 単独型短期入所生活介護費							
(一) 単独型短期入所生活介護費(1)「完全型介護」	1単位	2,200円	2,200円			2,200円	
(二) 単独型短期入所生活介護費(2)「多床型」	1単位	2,000円	2,000円			2,000円	
(2) 併設型短期入所生活介護費							
(一) 併設型短期入所生活介護費(1)「完全型介護」	1単位	2,200円	2,200円			2,200円	
(二) 併設型短期入所生活介護費(2)「多床型」	1単位	2,000円	2,000円			2,000円	
ロ エキストラ型短期入所生活介護費 (1日につき)							
(1) 単独型エキストラ型短期入所生活介護費							
(一) 単独型エキストラ型短期入所生活介護費(1)「完全型介護」	1単位	2,200円	2,200円			2,200円	
(二) 単独型エキストラ型短期入所生活介護費(2)「多床型」	1単位	2,000円	2,000円			2,000円	
(2) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費							
(一) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(1)「完全型介護」	1単位	2,200円	2,200円			2,200円	
(二) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(2)「多床型」	1単位	2,000円	2,000円			2,000円	
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)			×97/100			×70/100	
ロ エキストラ型短期入所生活介護費 (1日につき)			×97/100			×70/100	
二 療養費加算							
(1) 看護療養加算(1)又は(2)を要している場合	1日につき	42円	42円			42円	
(2) 看護療養加算(2)又は(3)を要している場合	1日につき	47円	47円			47円	
三 認知症専門ケア加算							
(1) 認知症専門ケア加算(1)	1日につき	45円	45円			45円	
(2) 認知症専門ケア加算(2)	1日につき	48円	48円			48円	
四 介護職員処遇改善加算							
(1) 介護職員処遇改善加算(1)	1日につき	22円	22円			22円	
(2) 介護職員処遇改善加算(2)	1日につき	18円	18円			18円	
(3) 介護職員処遇改善加算(3)	1日につき	6円	6円			6円	
五 介護職員処遇改善加算(2)							
(1) 介護職員処遇改善加算(2)	1日につき	480円	480円			480円	
(2) 介護職員処遇改善加算(2)	1日につき	480円	480円			480円	
(3) 介護職員処遇改善加算(2)	1日につき	330円	330円			330円	
六 介護職員処遇改善加算(3)							
(1) 介護職員処遇改善加算(3)	1日につき	270円	270円			270円	
(2) 介護職員処遇改善加算(3)	1日につき	230円	230円			230円	
七 介護職員処遇改善加算(4)							
(1) 介護職員処遇改善加算(4)	1日につき	160円	160円			160円	

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I)	a 診療所短期入所療養介護費(i)	療介護1 (704)	×70/100	=1/100	=1/100	=1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中むを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位
		療介護2 (756)										
		療介護3 (808)										
		療介護4 (860)										
		療介護5 (912)										
		療介護1 (732)										
	b 診療所短期入所療養介護費(ii)	療介護2 (788)										
	療介護3 (840)											
	療介護4 (892)											
	療介護5 (944)											
	c 診療所短期入所療養介護費(iii)	療介護1 (723)										
	療介護2 (775)											
	療介護3 (827)											
	療介護4 (879)											
療介護5 (931)												
d 診療所短期入所療養介護費(iv)	療介護1 (814)											
療介護2 (866)												
療介護3 (918)												
療介護4 (970)												
療介護5 (1022)												
e 診療所短期入所療養介護費(v)	療介護1 (1016)											
療介護2 (1068)												
療介護3 (1120)												
療介護4 (1172)												
療介護5 (1224)												
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	療介護1 (835)											
療介護2 (887)												
療介護3 (939)												
療介護4 (991)												
療介護5 (1043)												
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	a 診療所短期入所療養介護費(i)	療介護1 (824)	×97/100	=1/100	=1/100	=1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中むを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	
療介護2 (876)												
療介護3 (928)												
療介護4 (980)												
療介護5 (1032)												
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	療介護1 (854)											
療介護2 (906)												
療介護3 (958)												
療介護4 (1010)												
療介護5 (1062)												
(三) ユニタ型診療所短期入所療養介護費(I)	療介護1 (864)											
療介護2 (916)												
療介護3 (968)												
療介護4 (1020)												
療介護5 (1072)												
(四) ユニタ型診療所短期入所療養介護費(II)	療介護1 (894)											
療介護2 (946)												
療介護3 (998)												
療介護4 (1050)												
療介護5 (1102)												
(五) ユニタ型診療所短期入所療養介護費(III)	療介護1 (904)											
療介護2 (956)												
療介護3 (1008)												
療介護4 (1060)												
療介護5 (1112)												
(六) 経過のユニタ型診療所短期入所療養介護費(I)	療介護1 (835)											
療介護2 (887)												
療介護3 (939)												
療介護4 (991)												
療介護5 (1043)												
(七) 経過のユニタ型診療所短期入所療養介護費(II)	療介護1 (864)											
療介護2 (916)												
療介護3 (968)												
療介護4 (1020)												
療介護5 (1072)												
(八) 経過のユニタ型診療所短期入所療養介護費(III)	療介護1 (894)											
療介護2 (946)												
療介護3 (998)												
療介護4 (1050)												
療介護5 (1102)												
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (684)	×70/100	=1/100	=1/100	=1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中むを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	+60単位	片週につき +184単位	
(二) 4時間以上6時間未満 (948)												
(三) 6時間以上8時間未満 (1212)												
(4) 自給調理強化加算	(1日につき 20単位を加算(1日に3回を限度))											
(5) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)											
(7) 特定診療費												
(8) 在宅診療体制加算	(一) 在宅診療体制加算(I) (1日につき 100単位を加算) (二) 在宅診療体制加算(II) (1日につき 10単位を加算)											
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)											
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1日につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1日につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1日につき +所定単位×10/1000)											
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1日につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1日につき +所定単位×11/1000)											
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1日につき +所定単位×5/1000)											

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体加算費による施設運営については令和4年4月1日から適用する。
 ※ 療養食付加算等算定加算については、施設内の手配及び住民の所上のための食料の整備及び栄養加算に関する具体的な算定の規定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 事業計画と実際の 利用者数との乖離 が同一年度の当該 事業の人員に1人 超過する場合は 介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中 減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(I)	要介護1・2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
		要介護3・4・5 (1,411単位)								
		要介護1・2 (544単位)								
		要介護3・4・5 (704単位)								
		要介護1・2 (326単位)								
		要介護3・4・5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(II)	要介護1・2 (1,086単位)								
		要介護3・4・5 (1,411単位)								
		要介護1・2 (527単位)								
		要介護3・4・5 (683単位)								
		要介護1・2 (316単位)								
		要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I)	(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(II)	(1月につき +421単位)								
	(3) 特定事業所加算(III)	(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算(I)	(1月につき +250単位)								
	(2) 入院情報連携加算(II)	(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(I)イ	(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(I)ロ	(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(II)イ	(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(II)ロ	(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(III)	(+900単位)								
ト 退院情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合	(+400単位)								

※居宅介護支援費(I)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。
 ※居宅介護支援費(II)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠所サービス費		入所者に対して居宅における試行的遠所を認めた場合、1月に6日を限度として1日につき900単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき 30単位)		
1 追加認定受診指導加算	(1月につき1回を限度として20単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
2 再入所時受診指導加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
3 遠所時指導等加算(※2)	(一) 遠所時等指導加算	a 遠所前訪問指導加算(入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して遠所後の療養上の指導を行った場合
		b 遠所後訪問指導加算(遠所後1回を限度に、460単位を算定)	注 遠所後の主治医に対して診療情報(必要時は、生活指導)を提供した場合
		c 遠所時指導加算	注 遠所後の受療管理の移行に対して心身のケア(生活指導)を提供した場合
		d 遠所時情報提供加算(※1)	注 在宅介護支援事業者と遠所前より連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		e 遠所前連携加算	
(二) 訪問看護指導加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
4 協力医療機関連携加算	(1) 相談・指導を行う体制を整備し、緊急時に入院を要する入所者を確保している協力医療機関(連携)である場合(1月につき 50単位を加算) (2) 10以上の協力医療機関と連携している場合(1月につき 5単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
5 看護ケアの強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
6 経口移行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
7 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	
8 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
9 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
10 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
11 特別診療(※2)			
12 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
13 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1日につき 150単位を加算) (二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を加算)		
14 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
15 重症認知症看護体制加算	(一) 重症認知症看護体制加算(Ⅰ) 要介護1-2 (1日につき140単位を加算) 要介護3-4-5 (1日につき40単位を加算) (二) 重症認知症看護体制加算(Ⅱ) 要介護1-2 (1日につき200単位を加算) 要介護3-4-5 (1日につき100単位を加算)		
	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
16 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 200単位を加算)		
17 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
	18 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
19 高齢者施設等施設分費向上加算	(1) 高齢者施設等施設分費向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等施設分費向上加算(Ⅱ) (1月につき 20単位を加算)		
	20 高齢者の生活支援事業費 (1月に1回、連続する5日を限度として、240単位を算定)		
21 生活向上看護体制加算	(1) 生活向上看護体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活向上看護体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
	22 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
23 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×11/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	24 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき 所定単位数×5/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ イ及びロを適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 業務設計計画書策定事業については、業務設計を助成及び人材の確保のための指針の整備及び事業改善に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの経過措置(イ)の
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年5月31日まで算定可能。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ (削除)

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務経緯計画未 算定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位)								
	(2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1回につき +44単位)								
	(2) サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +36単位)								
	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1回につき +12単位)								
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×58/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×23/1000)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×21/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×15/1000)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							

： 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務経緯計画未算定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- ~~-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100~~

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して2月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合
	(2) 30分未満 (450単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100 (283単位)											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +224単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	-5単位
	(2) 30分未満 (381単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 遠隔時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +6単位) (1回につき +3単位)												

※ 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に依る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100
	介護老人保健施設の場合						
	介護医療院の場合						
1回につき 307単位		+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	-50単位	-5単位
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +6単位) (1回につき +3単位)							

※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注 特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (514単位)		+15/100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)				
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅱ) (在宅時医療総合 管理科又は特定施 設入居時等医療学 総合管理科を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者41人に対して行う 場合 (298単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)		+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)	注 特別な薬剤の投与が行われている住宅の 利用者又は居住者等に対して、当該薬剤の 使用に関する必要な薬学的 管理指導を行った場合 +100単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)				
ニ 管理栄養士 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)		+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)				
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)		+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注			
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	(2,053単位)	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,053単位)						-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1	(2,053単位)						-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)									
ハ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)									
ニ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)									
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)								
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	(1月につき 160単位を加算)								
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)									
リ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)									
ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	(1月につき 24単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)							注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)							注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)								
フ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×10/1000)								注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来の措置)	要支援1 (420 単位)	4,420 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1,100	=1,100	=1,100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を 限度)	1月につき +200単位 ※付いた。個 別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (420 単位)	4,420 単位																
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来の措置)	要支援1 (440 単位)	4,400 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1,100	=1,100	=1,100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を 限度)	1月につき +200単位 ※付いた。個 別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (440 単位)	4,400 単位																
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型)	要支援1 (440 単位)	5,030 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1,100	=1,100	=1,100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を 限度)	1月につき +200単位 ※付いた。個 別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (440 単位)	5,030 単位																
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型)	要支援1 (460 単位)	5,010 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1,100	=1,100	=1,100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を 限度)	1月につき +200単位 ※付いた。個 別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (460 単位)	5,010 単位																

ハ 個別機能訓練加算	(1) 個別機能訓練加算(1) (1日につき +50単位(3月に1回を限度))	
ニ 療養加算	(1) 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
ヒ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)	
ヘ 介護予防生活支援加算	(1) 介護予防生活支援加算(1) (1月につき 100単位を加算) (2) 介護予防生活支援加算(2) (1月につき 10単位を加算)	
サ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)	
シ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×83/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき +所定単位×35/1000)	※ 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計
ス 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×27/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×25/1000)	※ 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計
セ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×16/1000)	※ 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体障害者手当加算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 療養加算(1)は、従来の予付及び本人負担の防止のための規制の取組及び10年未満の介護職員等特定処遇改善加算を算定している場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注														
				夜勤を行う職員 の数を必要と する場合は、 標準を超過しない 場合	利用者の数及び 人員等の数に 応じた人員を 算入する	医師、看護職 員、介護職員 等学識士、特 殊療養士又は 言語聴覚士の 配置が確保さ れていない場合	乗動のユニット リーダーユニット 制に配置してい ない場合は、リ フトアップに 対応した職員 の配置が確保さ れていない場合	乗動ユニット 制に配置してい ない場合は、リ フトアップに 対応した職員 の配置が確保さ れていない場合	乗動ユニット 制に配置してい ない場合は、リ フトアップに 対応した職員 の配置が確保さ れていない場合	乗動ユニット 制に配置してい ない場合は、リ フトアップに 対応した職員 の配置が確保さ れていない場合	乗動ユニット 制に配置してい ない場合は、リ フトアップに 対応した職員 の配置が確保さ れていない場合	乗動ユニット 制に配置してい ない場合は、リ フトアップに 対応した職員 の配置が確保さ れていない場合	乗動ユニット 制に配置してい ない場合は、リ フトアップに 対応した職員 の配置が確保さ れていない場合	乗動ユニット 制に配置してい ない場合は、リ フトアップに 対応した職員 の配置が確保さ れていない場合														
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	療養室1 (920 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1,2100	=1,2100	=1,2100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間を 標準)	1日につき +120単位	1日につき +184単位														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【在宅強化型】	療養室1 (930 単位)												療養室2 (720 単位)	1日につき +11単位												
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>【基本型】	療養室1 (810 単位)												療養室2 (710 単位)		1日につき +11単位											
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>【在宅強化型】	療養室1 (820 単位)												療養室2 (840 単位)													
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【療養型】	療養室1 (930 単位)												療養室2 (730 単位)		1日につき +11単位											
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	療養室1 (820 単位)												療養室2 (740 単位)													
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室>【療養型】	療養室1 (930 単位)												療養室2 (730 単位)	1日につき +11単位												
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【療養型】	療養室1 (820 単位)												療養室2 (740 単位)													
	(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <従来型個室>	療養室1 (930 単位)												療養室2 (710 単位)	1日につき +240単位												
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	療養室1 (900 単位)												療養室2 (730 単位)													
		(2) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)												a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】		療養室1 (920 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1,2100	=1,2100	=1,2100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間を 標準)	1日につき +120単位	1日につき +184単位
															b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【在宅強化型】		療養室1 (930 単位)											
	c 経過的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】														療養室1 (820 単位)	療養室2 (730 単位)	1日につき +11単位											
	d 経過的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】														療養室1 (830 単位)	療養室2 (840 単位)												
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>		a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】												療養室1 (930 単位)	療養室2 (810 単位)	1日につき +11単位											
			b 経過的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】												療養室1 (830 単位)	療養室2 (810 単位)												
(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室>【療養型】		療養室1 (930 単位)	療養室2 (810 単位)	1日につき +11単位																							
	b 経過的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】		療養室1 (830 単位)	療養室2 (810 単位)																								
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室>		療養室1 (910 単位)	療養室2 (710 単位)	1日につき +240単位																							
	b 経過的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>		療養室1 (810 単位)	療養室2 (720 単位)																								

注 特別療養費	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)
注 療養体制維持特別加算	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
(3) 総合ケア管理加算	(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)
(4) 認知症対応加算	(1日につき、ユニット制(Ⅰ)及び(Ⅱ)を標準)
(5) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を標準))
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時治療療養費	【療養室を離れる以外の場合】 (一) 緊急時治療管理 (1月)に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定 【療養室を離れる場合】 (二) 特定治療 (1月)に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定
(8) 介護予防上乗せ療養加算	(一)介護予防上乗せ療養加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (二)介護予防上乗せ療養加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算) (三)介護予防上乗せ療養加算(Ⅲ) (1日につき 10単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(10) 介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000) (二)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000) (三)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×8/1000)

注 特別療養費	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)
注 療養体制維持特別加算	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
(3) 総合ケア管理加算	(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)
(4) 認知症対応加算	(1日につき、ユニット制(Ⅰ)及び(Ⅱ)を標準)
(5) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を標準))
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時治療療養費	【療養室を離れる以外の場合】 (一) 緊急時治療管理 (1月)に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定 【療養室を離れる場合】 (二) 特定治療 (1月)に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定
(8) 介護予防上乗せ療養加算	(一)介護予防上乗せ療養加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (二)介護予防上乗せ療養加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算) (三)介護予防上乗せ療養加算(Ⅲ) (1日につき 10単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(10) 介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000) (二)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000) (三)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×8/1000)

注：「特別療養費」と「緊急時治療療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支払段階管理の対象外の算定項目

※ 身体障害者手当等加算については令和7年度4月1日から適用する。
※ 要介護付加金等加算については、要介護の等級及び付加金の階級別の加算率及び計算方法に関する具体的な計算の標準を行っている場合は、令和7年度3月31日までの期間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年度3月31日までの期間適用。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入居者の定員を超える場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	認知症対応型未実施減算	常勤のユニットリーダーをユニット別に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 (530 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (666 単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)〈療養機能強化型A〉〈従来型個室〉	要支援1 (559 単位)									
		要支援2 (693 単位)										
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)〈療養機能強化型B〉〈従来型個室〉	要支援1 (549 単位)									
		要支援2 (684 単位)										
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)〈多床室〉	要支援1 (589 単位)										
	要支援2 (747 単位)											
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)〈療養機能強化型A〉〈多床室〉	要支援1 (623 単位)										
	要支援2 (780 単位)											
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)〈療養機能強化型B〉〈多床室〉	要支援1 (612 単位)										
	要支援2 (769 単位)											
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 (471 単位)										
	要支援2 (588 単位)											
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要支援1 (616 単位)	×97/100									
		要支援2 (775 単位)										
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)〈療養機能強化型A〉〈ユニット型個室〉	要支援1 (643 単位)										
		要支援2 (804 単位)										
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)〈療養機能強化型B〉〈ユニット型個室〉	要支援1 (634 単位)										
		要支援2 (793 単位)										
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (616 単位)										
		要支援2 (775 単位)										
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)〈療養機能強化型A〉〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (643 単位)										
		要支援2 (804 単位)										
	(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)〈療養機能強化型B〉〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (634 単位)										
		要支援2 (793 単位)										
(3) 白設連強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))												
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)											
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
(6) 特定診療費												
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算)											
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算)											
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)											
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)											
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)		注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計									

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に際する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)						
ハ 委託連携加算 (+300単位)						
イ(1)を算定する場合のみ算定)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)								
	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)					
		(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)				
			ホ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計	
	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計				
	ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算		(1月につき +所定単位×24/1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計			

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		※1 特別地域小規模多機能型居宅介護加算	※2 中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算	※3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	※4 特別地域小規模多機能型居宅介護加算	※5 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	※6 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	※7 特別地域小規模多機能型居宅介護加算	※8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (50,400 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2 (35,200 単位)								
		要介護3 (20,000 単位)								
		要介護4 (14,800 単位)								
		要介護5 (9,600 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (34,400 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2 (19,200 単位)								
		要介護3 (4,000 単位)								
		要介護4 (2,800 単位)								
		要介護5 (1,600 単位)								
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (300 単位)									
	要介護2 (240 単位)									
	要介護3 (180 単位)									
	要介護4 (120 単位)									
	要介護5 (60 単位)									
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)										
イ	認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 600単位を加算)								
ロ	認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 300単位を加算)								
ハ	認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 700単位を加算)								
ニ	認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 400単位を加算)								
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ヘ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)									
ト 看護職員配置加算(イを算定する場合のみ算定)										
(1)	看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)								
(2)	看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)								
(3)	看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)								
チ 看取り連携体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 64単位を加算)									
リ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)									
ス 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)										
イ	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)								
ロ	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 300単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算										
(1)	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)								
(2)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
ヲ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)									
ニ 年間計画・目標達成加算										
イ	年間計画・目標達成加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)								
ロ	年間計画・目標達成加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)								
サービス提供体制強化加算										
(1) イを算定している場合										
(一)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)								
(二)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)								
(三)	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)								
(四)	サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1日につき 25単位を加算)								
(2) ロを算定している場合										
(一)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 21単位を加算)								
(二)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)								
(三)	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)								
介 介護職員処遇改善加算										
(1)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)								
(2)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)								
(3)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)								
給 介護職員等特定処遇改善加算										
(1)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)								
(2)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)								
支 介護職員等ベースアップ等支援助加算										
(1)	介護職員等ベースアップ等支援助加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×17/1000)								

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 特別地域小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援助加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援助加算については、令和7年5月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援助加算については、令和7年5月31日までの期間適用可能。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分	標準	減額	減額	入居開始後追加 加算(1)	入居開始後追加 加算(2)	1日につき +9単位	1日につき +12単位	1日につき +20単位 (3月以降は介護 費)	1日につき +20単位 (1月につき+ 10単位)	1日につき +20単位 (1月につき+ 10単位)	1日につき +20単位 (1月につき+ 10単位)	1日につき +20単位 (1月につき+ 10単位)	1日につき +20単位 (1月につき+ 10単位)	1日につき +20単位 (1月につき+ 10単位)	1日につき +20単位 (1月につき+ 10単位)	1日につき +20単位 (1月につき+ 10単位)	1日につき +20単位 (1月につき+ 10単位)	1日につき +20単位 (1月につき+ 10単位)	
介護費 介護費 介護費 介護費 介護費	標準介護費 要介護1以上 に該当する 場合	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	要介護1 (4.65) 単位 要介護2 (4.15) 単位 要介護3 (3.65) 単位 要介護4 (3.15) 単位 要介護5 (2.65) 単位	
1) 週別・週別時間追加(介護費不足の場合のみ算定)																			
2) 専攻制介護加算 (介護費不足の場合のみ算定)																			
3) 認知症専門ケア加算 (介護費不足の場合のみ算定)																			
4) サービス提供体制強化加算																			
5) 介護職員処遇改善加算																			
6) 介護職員特別定額処遇加算																			
7) 介護職員一人一スタッフ等 加算																			

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合又は従業者の員数が基準に満たない場合	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合											-925単位 -925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位			
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)																	
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)																
ニ 認知加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 870単位を加算)																
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))																
ヘ 看護情報利用居宅介護費 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)																
ト 栄養アセスメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 50単位を加算)																
チ 栄養改善加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 200単位を加算(1月2回を限度))																
リ ロ 認知向上加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1回につき 200単位を加算(6月に1回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))																
ル 通院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)																
ヲ 緊急対応加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)																
ヲ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)																
ヲ 緊急対応加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)																
ヲ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) ターミナルケア加算(Ⅰ) (1月につき 2,500単位を加算) (2) ターミナルケア加算(Ⅱ) (1月につき 1,500単位を加算)																
ヲ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)																
ヲ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 訪問体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,000単位を加算) (2) 訪問体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)																
ヲ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)																
ヲ 看護マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)																
ヲ 接せつ支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)																
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)																
ヲ 企業体向上管理体制加算	(1) 企業体向上管理体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 企業体向上管理体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)																
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 250単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 22単位を加算)																
ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×41/1000)																
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×12/1000)																
ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位×17/1000)																

注：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度管理の対象外(イ(1)の単位数を算入)

※ 身体介護費(介護費)については令和7年4月1日からの算定とする。

※ 業務委託計画年度費(委託費)については、国庫からの補助及び委託費の計画的な削減及び効率化に関する具体的な事項については、令和7年3月31日までの期間内とする。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年3月31日までの期間内とする。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超えている場合	又は 従業員の数が増えない場合	本体加算停止 の要加算	運賃金等地位 に適用される 減額	乗車施設計画 が変更された 場合	過小サービス に対する減算	特別地域介護 予防小規模多 機能型居宅介 護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 (6,972 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)									
		要支援2 (6,231 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 600単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									
ヌ 子育て向上連携体制加算	(1)子育て向上連携体制加算(Ⅰ)		(1日につき 100単位を加算)								
	(2)子育て向上連携体制加算(Ⅱ)		(1日につき 10単位を加算)								
ヒ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)								
コ サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)									
ク サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)									
ケ サービス提供体制強化加算		(1月につき +所定単位×17/1000)									

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 養老施設計画未算定減算については、開始日の予防及びびまん性の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の算定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	3ユニットで夜勤を行う職員の数を超え、1人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状加算	若年性認知症利用者受入加算
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)								1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位(7日限を限度)	1日につき +120単位
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	3ユニットで夜勤を行う職員の数を超え、1人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状加算	若年性認知症利用者受入加算
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)								1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位(7日限を限度)	1日につき +120単位

注 入院時費用 利用者が病院又は診療所への入院を受けた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

Ⅰ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を算定)

Ⅱ 退居指導員加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を算定)

Ⅲ 退居時相談加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を算定(利用者1人につき1回を限度))

Ⅳ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 3単位を算定)

Ⅴ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 4単位を算定)

Ⅵ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 150単位を算定)

Ⅶ 認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) (1日につき 10単位を算定)

Ⅷ 生活機能向上連携加算 (1) (1月につき 100単位を算定)

Ⅷ 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) (1月につき 200単位を算定)

Ⅸ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき +30単位を算定)

Ⅹ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を算定)

Ⅺ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を算定(6月に1回を限度))

Ⅻ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を算定)

Ⅼ 高齢者施設等対応加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を算定)

Ⅼ 高齢者施設等対応加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を算定)

Ⅽ 高齢者施設等対応加算(Ⅲ) (1月に1回、連続する5日を限度として、240単位を算定)

Ⅾ 生活機能向上連携体制加算 (Ⅰ) (1月につき 100単位を算定)

Ⅾ 生活機能向上連携体制加算 (Ⅱ) (1月につき 10単位を算定)

Ⅿ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (1日につき 22単位を算定)

Ⅿ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (1日につき 18単位を算定)

Ⅿ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (1日につき 6単位を算定)

ⅰ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)

ⅰ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)

ⅰ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)

ⅱ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000)

ⅱ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)

ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×23/1000)

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 身体拘束禁止要項加算については、ロを算定する場合は、令和5年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定加算については、施設等の予防及び1人1日の防止のための指針の整備及び公表等に関する業務継続計画の策定を行っている場合には、令和5年3月31日までの期間限りにおいて、

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和5年3月31日まで算定可能。